

答申第19号



鎌倉審査第 5 号  
平成10年6月1日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市公文書公開審査会  
会長 若杉 明

公文書一部公開決定に対する異議申立て  
について (答申)

平成8年6月17日付けで諮問(諮問第19号)された梶原・パチンコ店出店  
計画に係る土地利用協議会の協議結果についての決裁文書の一部公開決定の  
件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

梶原・パチンコ店出店計画に係る「土地利用協議会の協議結果について」の決裁文書（以下「本件文書」という。）を一部非公開としたことは妥当である。しかし、会議概要報告書(案)に添付の「資料1」については公開すべきである。

## 2 異議申立人の主張の要旨

### (1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件文書を鎌倉市長が平成8年5月28日付けで一部非公開とした処分の取消しを求めるというものである。

### (2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、次のとおりである。

梶原・パチンコ店建築申請について、法律上、その出店を妨げる理由は全くなく、鎌倉市長が行った都市計画法に基づく開発行為許可申請の不許可処分に対する神奈川県開発審査会の取り消しの裁決にもかかわらず、土地利用協議会をもって三度目の不許可を命じた鎌倉市長の決定には承服できない。

したがって、平成8年5月10日に行った土地利用協議会会議録の全面的な公開を要求する。

## 3 実施機関の説明の要旨

実施機関の説明を総合すると、本件文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

### (1) 本件文書について

ア 本件文書は、「平成8年5月10日開催の土地利用協議会会議録の決裁文書」である。

イ 土地利用協議会は、本市における土地利用に関連する行政課題について、総合的かつ計画的な見地から調査研究し、協議及び調整を行うことにより、総合計画の効率的かつ円滑な推進を図ることを目的に設置した市内部の組織である。

### (2) 条例第6条第1項第1号該当性について

本件文書のうち、会議概要報告書(案)に添付の「資料2」の記述の一部は、個人についての情報であり、特定の個人が識別されてしまうため、鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第1号に該当し、公開を拒否したものである。

### (3) 条例第6条第1項第4号該当性について

本件文書のうち、「協議結果（今後の方針）(案)」及び会議概要報告書(案)の「会議概要の委員からの主な意見等」と「方針(案)」については、その内容が意思決定される前の行政内部の審議、検討過程の未成熟な情報であり、これらが公開されると、不正確な理解や誤解に基づく議論が

先行し、市民、関係者に無用の混乱を引き起こし、今後の審議・検討・調査研究等、ひいては、まちづくりそのものに著しい支障が生じるおそれがあること。また、協議途中の発言内容の中には、様々な角度からの自由率直な意見があり、そのような内容を公開することにより、今後の審議等の場において、自由かつ率直な意見交換を妨げるおそれがあるため、条例第6条第1項第4号に該当し公開を拒否したものである。

(4) 条例第6条第1項第5号該当性について

本件文書のうち、「理事者へ報告する結論」、「協議結果（今後の方針）（案）」、会議概要報告書（案）の「会議概要の委員からの主な意見等」と「方針（案）」及び「資料1」については、市の対応方針等が記載されており、これを公開することにより、市の権利行使が損なわれるおそれがあると同時に、今後反復・継続される同種の事務事業の公正、円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるため、条例第6条第1項第5号に該当し公開を拒否したものである。

4 審査会の判断理由

(1) 当否の判断について

当審査会は、まず、一部非公開処分時点の事実関係をもとに、当該処分が妥当性を有していたかどうかを判断し、さらに、その後の状況の変化を踏まえたうえで、現時点において本件文書を一部非公開とすることが妥当であるかどうかについて判断した。

(2) 本件文書について

本件文書は、平成8年5月13日起案、平成8年5月17日決裁の「土地利用協議会の協議結果について」の決裁文書である。

(3) 土地利用協議会について

土地利用協議会規程によると、土地利用協議会は、鎌倉市における土地利用に関連する行政課題について、総合的かつ計画的な見地から調査研究し、協議及び調整を行うことにより、総合計画の効率的かつ円滑な推進を図ることを目的に設置された市内部の組織であり、助役を会長に関係部長で構成されている。

(4) 条例第6条第1項第1号該当性について

ア 条例第6条第1項第1号本文は、「個人についての情報（事業を営む個人の当該事業についての情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」については、公開しないことができる旨規定している。これは個人についての情報を原則的に非公開とすることによって、個人の基本的な人権を確実に保障しようとするものと解する。

イ 本件文書のうち、会議概要報告書（案）に添付の「資料2」の判決書謄本の中に、特定の個人の住所、氏名が記載されている部分があり、

これは同号本文にいう「特定の個人が識別される情報」に該当するものと認められる。

よって、条例第6条第1項第1号本文に該当するものと判断する。

(5) 条例第6条第1項第4号該当性について

ア 条例第6条第1項第4号は、「実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国等の機関における審議、検討、調査研究等（以下「審議等」という。）についての情報であって、公開することにより当該審議等に著しい支障を生じるおそれのあるもの」は公開しないことができる旨規定している。

これは、行政機関が行う審議等が、自由率直な意見交換や十分な資料収集の基に行われることを確保するために、これらの情報は、公開しないことができるものと解する。

イ 本件文書のうち、「協議結果（今後の方針）（案）」及び会議概要報告書（案）の「会議概要の委員からの主な意見等」と「方針（案）」についての内容は、市としての最終的な意思決定がされる前の行政内部の審議、検討過程の未成熟な情報であり、また、協議途中の発言内容には様々な角度からの自由率直な意見があるため、これらが公開されると、あたかも意思決定がなされたかのように誤解されて無用の混乱を招き、また、今後の審議等の場で自由かつ率直な意見交換を妨げるおそれがあると考えられる。

したがって、これらのことを理由に、開発行為許可申請に対する不許可決定以前の時点で、本件文書の公開を拒否したことは、妥当な決定であるといえる。

ウ しかし、その後の当該開発行為にかかわる鎌倉市の意思決定は、都市計画法第32条に基づく協議については不同意とする旨の決裁を得て、同法第29条に基づく開発行為については不許可とすることと決し、平成8年6月4日付けで当該事業者への処分がなされている。

エ そうであるとすれば、当該開発行為に対する鎌倉市の意思決定は既に確定したのであり、本件文書は意思形成過程の情報とはいえ、公開することにより不正確な理解や誤解を与え、混乱を招くおそれはなく、審議等に著しい支障が生じるとは考えられない。

よって条例第6条第1項第4号に該当しないものと判断する。

(6) 条例第6条第1項第5号該当性について

ア 条例第6条第1項第5号は、「実施機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画、争訟及び交渉の方針、契約の予定価格、試験の問題その他の事務又は事業についての情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正若しくは円滑な実施を困難にするおそれのあるも

の」は公開しないことができる旨規定している。

これは、実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業の性質や目的から、その事務又は事業の執行前あるいは執行の過程においての情報を公開することにより、実施の目的を失い又は特定の者に不当な利益を与える結果となり、市民全体の利益を損なうおそれのあるものがあるため、これらの情報を非公開とすることにより、その事務又は事業の公正又は円滑な執行を確保しようとするものであると解する。

なお、本号で例示されている「検査、監査、取締り等の計画」などの記載は、この項目に該当する代表的な例を掲げたものであり、これらに類似する他の一般的な行政事務の執行についての情報も、「その他の事務又は事業についての情報」に含まれるものと解する。

イ 土地利用協議会は、鎌倉市における総合的・調和的な土地利用の推進という基本的な理念を実現するためにとりうる施策等について内部的に調査・検討・協議・調整する機関であるが、そこでは、各部署の有する権限の形式的な調整だけが目的とされるのではなく、土地利用に関する市の基本的な方針も併せて検討されるものである。

ウ 地方自治体が住民福祉の増進の観点で健全な土地利用の推進を図っていくためには、まず、地方自治体内部において確固とした方針を確立することが必要であり、そのために土地利用協議会のような全庁的、横断的な機関を設置することは重要な意味を有する。

エ 公文書公開制度の理念からすれば、鎌倉市の政策に関する情報は、できるだけ市民に公開することが望まれるが、土地利用協議会は、参加者が様々な観点から自由かつ率直に意見交換をし、市内部における積極的な政策形成をする場である。この会議の記録等を公開することになれば、鎌倉市における土地利用政策についての内部的な意思形成を図るといふ本協議会の目的の実現に向けて議事を運営していくことが困難になる事態も考えられる。

オ また、土地利用協議会は市の政策形成に直接かかわる職員によって構成されており、これらの者の協議会での具体的な発言内容が公開されると、それが市の方針であると誤解され、それによって今後の市政の公正かつ円滑な運営に支障が生じるおそれがある。

カ 以上のことから、本件文書のうち、「理事者へ報告する結論」、「協議結果（今後の方針）（案）」、会議概要報告書（案）の「会議概要の委員からの主な意見等」と「方針（案）」については、これらを公開することによって、本件土地利用協議会の実施の目的を失わせるのみならず、今後反復・継続される同種の事務又は事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるものと解する。

よって、条例第6条第1項第5号に該当するものと判断する。

しかし、会議概要報告書(案)に添付の「資料1」については、その内容を見る限り、これを公開したとしても、今後、反復・継続される同種の事務又は事業の公正又は円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるとは認められず、条例第6条第1項第5号には該当しないものと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
8. 6. 17	諮問（諮問第19号）
6. 18	実施機関に対し、一部公開決定理由説明書の提出要請
6. 28	一部公開決定理由説明書の受理
7. 1	異議申立人に一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
7. 10	一部公開決定理由説明書に対する意見書の受理
7. 11	実施機関に意見書の写しを送付
10. 3. 4	第49回審査会 実施機関から一部公開拒否理由の説明の聴取
3. 16	審議（第50回審査会）
4. 8	審議（第51回審査会）
5. 13	審議（第52回審査会）
6. 1	答申